

# 医師の働き方改革に関する 勤務医ヒアリングの概要

本作業部会の検討課題の1つである「医療現場において医師の働き方改革につながる行動変容を促す上での課題の抽出」の議論を深めるため、本作業部会の構成員による現場の勤務医に対するヒアリング(令和4年1月下旬 オンライン)を実施したため、概要を報告するもの。

# 指導医に対するヒアリングの概要

## ○ ヒアリング対象医師

紙谷 寛之 氏（旭川医科大学病院 心臓大血管学分野 教授）

## ○ ヒアリングの目的

医師の時間外労働の上限規制が、各医療機関における教育の質と医師の能力に与える影響について、指導医の立場からのご意見をうかがい、医師の働き方改革についての周知のあり方の検討の参考とすること。

## ○ 勤務医の健康確保と、高度な技能を有する医師の育成の両立について

- ・ 時間外労働の上限規制がある状況でも、自分で成長するための道を切り開き、時代を前進させる人はこれからも出てくるのではないか。
- ・ これまで、一人前の心臓外科医へと成長する前に、長時間労働に耐えきれず、心臓外科から完全に離れてしまう医師もいたが、独立して心臓外科手術ができなくても、チーム医療の中で、心臓外科医として患者に貢献できる人材を育てていくことが重要であり、そのために、健康確保の制度運用が求められると考えている。

## ○ 上限規制開始に伴う、若手医師の修練への影響について

- ・ 院内で過ごすことが当たり前であった従来の働き方には、効率化の余地があると考えられる。若手医師が一人前の医師になろうとする上で、上級医の従来の働き方を必ずしも全て真似る必要はないのではないか。
- ・ 一定の技量を獲得した人は、症例を積極的にシェアする等、若手医師への教育にも力を注ぐことで、若手医師の修練と働き方改革の両立は可能なのではないか。

## ○ 日本とドイツでの働き方に対する認識の違いについて

- ・ 自身がドイツで勤務していた際には、患者のために医療従事者が犠牲になって良いという考え方をしている人はいなかった。自身を犠牲にして働くことを美德とする日本の雰囲気は、素晴らしいことではあるものの、働き方改革という観点で言えば、遅れていると感じている。
- ・ 患者のことを一番に考えた結果、医療従事者が犠牲になり医療が成り立たなくなってしまうのであれば本末転倒であり、海外での事例のように、どこかで折り合いをつける必要がある。将来的には、一定の施設の集約化を進めていく必要も出てくるのではないか。

# 若手医師に対するヒアリング概要

## ○ ヒアリング対象医師

臨床研修医(卒後2年目)、心臓血管外科医(卒後7年目)、麻酔科医(卒後11年目) の計3名 (※匿名を条件にヒアリング)

## ○ ヒアリングの目的

医師の時間外労働の上限規制の開始に伴い、これからの医療を担っていく若手医師の立場の方の声を参考に、医師の働き方改革についての周知のあり方の検討の参考とすること。

## ○ 働き方と診療科選択の関係について

- ・ 卒後2年目のヒアリング対象者から、子育てをしながらでも働きやすい環境であるかという点が、自身の診療科選択に影響を与えたとする意見があった。

## ○ 上限規制開始によるメリット・デメリットについて

- ・ 卒後7年目のヒアリング対象者から、従来の働き方は持続可能なものではないと感じており、上限規制の開始によって若手医師の生活や命が守られるようになることをメリットとして感じる一方で、非都市部の医療機関では少数の医師で運営している現状があり、患者に提供する診療の質が低下しないか不安であるとする意見があった。
- ・ 卒後11年目のヒアリング対象者から、大学病院は教育や臨床研究、基礎研究も担っているが、上限規制の開始に伴い働き方の見直しが必要となることで、これらの業務に割くことのできる時間が減少することが想定されるという点で、大学病院の機能低下につながることを懸念する意見があった。

## ○ 医師間でのタスク・シフト／シェアについて

- ・ 卒後11年目のヒアリング対象者から、時間外業務に従事することが難しい子育て世代の医師の代わりにそれ以外の医師が時間外業務を支えている現状の紹介や、時間外業務ができるかどうかで技術水準の格差が生じるため、医師間でタスク・シェアができる業務は限定される、といった意見があった。

※ これに対し、本作業部会の構成員からは、医療界では「子育ては女性の役割」といったような、固定的性別役割分担意識が強く残っていると感じるという意見や、子育て世代の医師であっても、今後のキャリアを見据えて月に1度、時間外業務を経験する等、多様な働き方を可能にする仕組みが必要であるとする意見があった。

## ○ 勤務医に対する情報発信について

- ・ 卒後2年目のヒアリング対象者から、これまで2024年度から時間外労働の上限規制が始まることは全く知らなかったが、医局の上司や医療機関の管理職から情報発信があれば、改革が進んでいることを実感できるとする意見があった。
- ・ 卒後7年目のヒアリング対象者から、若手医師は専門の学会に所属していない医師も多いため、個別の専門的な学会での周知もよいが、比較的ジェネラルな学会や医療機関を通じた周知が有効ではないかとする意見があった。